

御坊労基署情報



かわべ天文公園（日高川町）…編集者撮影

（目次） 1. 過労死等防止啓発月間・過重労働解消キャンペーン期間 2. ストレスチェック
3. 最低賃金改正 4. みかん収穫時の労働災害防止キャンペーン 5. 労働保険適用促進強化期間
6. 労働災害発生状況 7. 今季の安全標語 8. 行事予定

（御坊労働基準監督署の組織について）

当署は、監督課・安全衛生課・労災課の3課体制です。監督課は、労働条件の適正化や安全衛生管理等についての監督指導及び労務相談などを行っています。安全衛生課は、災害防止や健康確保の指導と相談などを行っています。労災課は、労災保険の給付のための調査や相談などを行っています。なお、開庁時間は午前8時30分から午後5時15分です。（閉庁日：土、日曜日、祝祭日及び年末年始） お気軽にご相談ください。

過労死等防止月間 過重労働解消キャンペーン

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

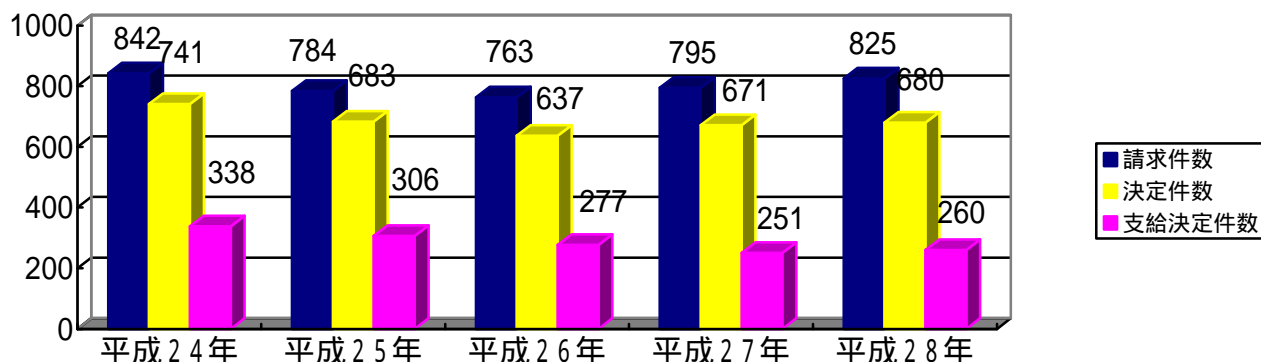
『あなたの職場、働き過ぎていませんか？』

過重労働解消キャンペーン期間中、和歌山労働局は、11月29日、「過労死等防止対策推進シンポジウム」（於：和歌山ビッグ愛）を開催します。

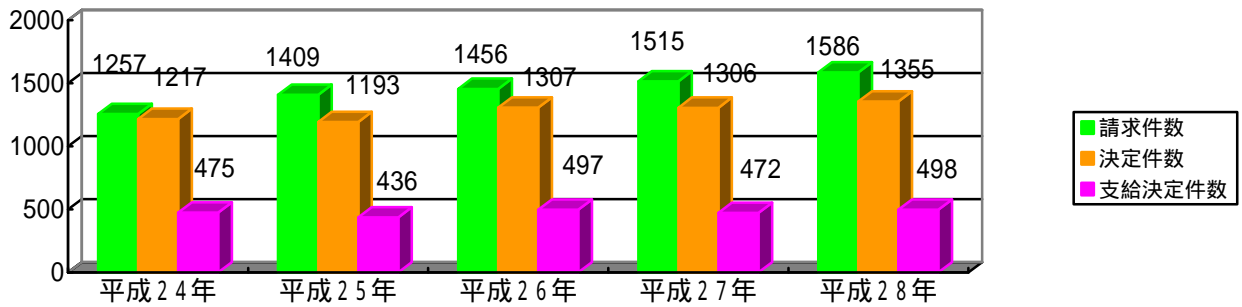
労働基準監督署では、違法な長時間労働が疑われる事業場に対して監督指導を実施し、また、11月15日、和歌山県労働基準協会日高有田支部と共催で、労働時間や労務管理の問題点、労働契約法の改正等を取りあげた「労務管理セミナー」（於：日高川交流センター）を開催します。

過労死等に関する労災請求は高水準で推移しており、特に精神障害の請求件数は過去最高となっています。

脳・心臓疾患の労災請求件数等の推移



精神障害の労災請求件数等の推移



国民一人ひとりが自身にも関わることであり、過労死とその防止に対する理解を深めて「**過労死ゼロ**」の社会を実現しましょう。

ストレスチェックは実施済みですか？

平成27年12月1日から、常時使用する労働者に対して医師、保健婦等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施することが事業者の義務となりました。

（労働者数50人未満の事業場は当分の間、努力義務）
 ストレスチェックが未実施の事業場におかれましては、早急に対応してください。

実施後は様式第6号の2により、労働基準監督署へ報告をお忘れなく。

様式第6号の2 (第22条の2関係) (表用)
 心理的な負担の程度を把握するための検査結果報告書

対象年: 平成 年 月 日 検査実施年月: 平成 年 月 日

事業の種類: 事業場の名称: 所属部署(): 事業場の所在地: 電話: ()

在籍労働者数: 人

検査を実施した者: 検査を受けた労働者数: 人

施設指導を実施した医師: 医師指導を受けた労働者数: 人

集団ごとの分析の実施の有無: 1: 検査結果の報告ごとの分析を行った
 2: 検査結果の報告ごとの分析を行っていない

産業医: 氏名: 労働基準監督署長 受印

年 月 日 事業責任者 労働基準監督署長 受印

和歌山県最低賃金改正

平成29年10月1日から、和歌山県最低賃金が777円に改正されました。

【よくある質問】

- ・年金をもらっている高齢の労働者でも777円？
- ・労働者本人が760円でいいと了承しているんやけど。
- ・うちの仕事は留守番がてら座っているだけ。

和歌山県最低賃金は、和歌山県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

労働者に他の収入があっても、労働者本人が了承しても最低賃金は適用されます。座っているだけの手待ち時間も最低賃金額以上の支払いが必要です。

最低賃金、確認した？

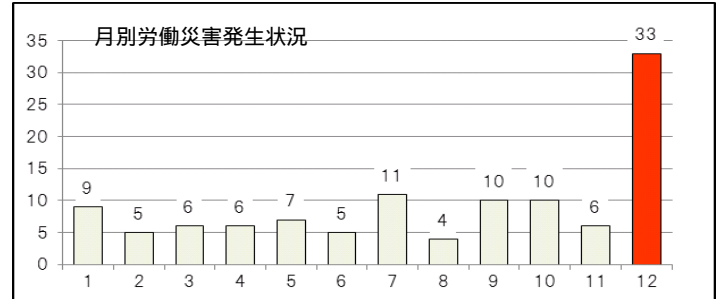
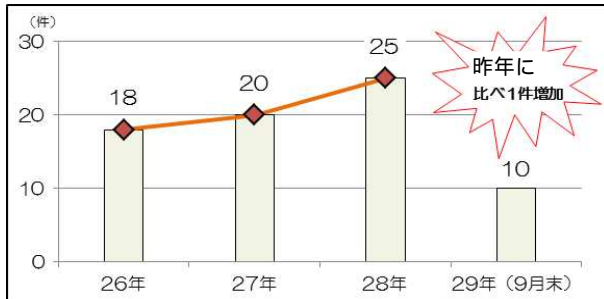
和歌山県 最低賃金が改定されました。

平成29年10月1日から (時間額) **777円** (24円UP)

雇う上でも、働く上でも、最善最良のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

みかん収穫時の労働災害防止キャンペーン

御坊署管内の農業における労働災害は平成26年以降増加しています。また、労働災害はみかんの収穫期の最盛期の12月に多発しています。



収穫作業においては、果樹や石垣からの墜落・転落災害が最も多く71.4%を占めています。

御坊労働基準監督署では、平成29年10月24日、ありだ共選において、有田振興局、有田市、JAありだ(ありだ共選)と連携して、収穫の最盛期を無災害で乗り切っていただくため、みかんの出荷に訪れた農家のかたに、ティッシュやチラシを手渡す労働災害防止キャンペーンを実施しました。この取組は、



NHK、テレビ和歌山、和

歌山放送(ラジオ)で放送されました。和歌山は日本一のみかんの生産地です。農業で働く労働者も事業者のかたも、無災害で、おいしいみかんを生産していただけるよう、あり太くんからも、労働災害防止の取組をお願いしました。

今後、有田地域だけでなく、管内の農業の労働災害防止について周知・啓発をしていくこととしています。



労働保険適用促進強化期間

～一人でも雇ったら、労働保険の加入手続きが必要です～

「労働保険」とは、業務又は通勤に起因して負傷等を被った労働者に対して補償を行う労働者災害補償保険(労災保険)と労働者が失業した際に生活の安定等を図る雇用保険により構成される制度で、労働者の福祉の向上を目的としております。

現状において、労働保険制度についての理解が不十分であることなどの理由により、未だ労働保険の加入手続きをなされていない事業主も少なからず見受けられることから、11月を「労働保険適用促進強化期間」とし、集中的な適用促進活動を展開し、未手続事業場の解消に向けて一層の適用促進(加入勧奨、手続指導)を図ります。

労働災害発生状況

平成 29 年 9 月末までに報告のあった休業 4 日以上の労働災害による死傷者数は、御坊署管内で昨年同時期と比較し、23 人減少（約 20% 減）しています。

なかでも、建設業においては、大きく減少（17 人 / 約 59% 減）しています。

一方、運輸交通業（道路貨物運送）、農業、商業、社会福祉施設では、労働災害が増加しています。安心して安全にはたらせる職場をめざして、平成 29 年終盤も、引き続き労働災害防止の取組をお願いします。

平成 29 年 労働災害発生状況（速報 / 9 月末）

		和歌山局			御坊署		
		平成 29 年 9 月末			平成 29 年 9 月末		
		死	休・死	昨年同時期との増減数	死	休・死	昨年同時期との増減数
全産業合計		6	666	-18	1	97	-23
主な業種	製造業	1	165	+8	1	32	0
	建設業	3	77	-22	0	12	-17
	運輸交通業	0	73	-11	0	8	+5
	農業	0	39	+12	0	10	+1
	林業	0	37	-5	0	5	-3
	商業	0	63	-9	0	8	+5
	社会福祉施設	0	64	+19	0	10	+6
	接客娯楽業	1	39	+1	0	2	-6

今季の安全標語

急ぐときでも手順遵守 笑顔で新年を

11 ~ 12 月の行事

11 月 過労死等防止啓発月間 過重労働解消キャンペーン期間

労働保険適用促進強化期間

特定自主検査強調月間 職業能力開発促進月間

11 月 8 日 ~ 10 日 全国安全衛生大会（神戸）

12 月 15 日 ~ 1 月 15 日 年末年始無災害運動

編集後記

長時間労働は都市部だけの問題ではなく、御坊労働基準署管内でも過重労働にかかる情報や相談がいくつも寄せられています。ぜひ、働き方改革を推進していただき、この地域に働きやすい魅力ある企業がどんどん増えていきますように。

御坊労働基準監督署

〒644-0011 御坊市湯川町財部 1 1 3 2

☎0738-22-3571 FAX 0738-22-3707